

環境農林水産常任委員会会議録

平成30年7月19日

場 所 第4委員会室

平成30年 7 月 19 日 (木曜日)

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について
- ・有限会社安藤商店における乾しいたけの不適正表示に対する措置について
- ・硫黄山噴火に伴う農水産業への支援対策状況について
- ・肉用牛肥育経営の現状等について
- ・「みやざき地頭鶏」の生産振興とブランド確立に向けた取組について
- ・梅雨前線に伴う大雨及び台風 7 号による農水産関係の被害状況について

出席委員 (7 人)

委員	長	二見康之
副委員	長	野崎幸士
委員		濱砂守
委員		西村賢
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 甲斐正文

環境森林部次長 (総括) 福嶋清美

環境森林部次長 (技術担当) 福満和徳

環境森林課長補佐 高村好幸

みやざきの森林づくり推進室長 美戸司

環境管理課長 富山典孝

循環社会推進課長 蕪美知保

自然環境課長 黒木哲郎

自然公園室長 大岩根充明

森林経営課長 日高和孝

山村・木材振興課長 三重野裕通

みやざきスギ活用推進室長 田原博美

林業技術センター所長 廣津和夫

木材利用技術センター所長 下沖誠

工事検査監 長友善和

農政水産部

農政水産部長 中田哲朗

農政水産部次長 (総括) 野口和彦

農政水産部次長 (農政担当) 坊蘭正恒

農政水産部次長 (水産担当) 毛良明夫

畜産新生推進局長 大久津浩

農政企画課長 鈴木豪

中山間農業振興室長 小倉久典

農業連携推進課長 外山直一

みやざきブランド推進室長 日高義幸

農業経営支援課長 牛谷良夫

農業改良対策監 巢立幸彦

農業担い手対策室長 徳留英裕

農産園芸課長 菓子野利浩

農村計画課長	浜田真郎
畑かん営農推進室長	酒匂芳洋
農村整備課長	盛永美喜男
水産政策課長	福井真吾
漁業・資源管理室長	林田秀一
漁村振興課長	外山秀樹
漁港漁場整備室長	大森高広
畜産振興課長	谷之木精悟
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	中山俊行
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	長友博文
水産試験場長	田中宏明
畜産試験場長	花田 広

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
議事課主任主事	三倉潤也

○二見委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前9時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部の報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○甲斐環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくをお願いいたします。

今回の平成30年7月豪雨では、本県の1名を含め、西日本を中心に200名を超える方々が犠牲になられ、また、避難生活を余儀なくされている方々が約4,800名いるなど、広範囲で甚大な被害が生じております。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

本日お配りしました資料、平成30年7月豪雨による林業関係被害について、速報でございますが、これをごらんください。

県内の林地、治山施設、林道施設等の被害状況について、7月18日現在で取りまとめたものであります。

表の一番下の合計にありますとおり、19市町村、43カ所で、被害は概算であります。3億1,311万4,000円となっております。

その内訳といたしましては、表の上からになりますが、林地被害が都城市など5市町村で8カ所、治山施設被害は小林市と西米良村で1カ所ずつ、林道施設被害は宮崎市など11市町村、28路線、32カ所となっております。

また、木材生産加工・流通施設被害では、諸塚村で1カ所確認されております。

幸い人的被害は発生しておりませんが、環境森林部といたしましても、関係市町村と連携し、被害の全容解明を速やかに行いますとともに、早期の災害復旧に万全を期してまいりたいと考えております。

お手元に配付しております環境農林水産常任

委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等についてと、有限会社安藤商店における乾シイタケの不適正表示に対する措置についての2項目です。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、本日、環境森林課長の城戸が、一身上の都合により委員会を欠席しております。総括課長補佐の高村が代理出席をしております。よろしくお願いたします。

私からの説明は以上であります。

○富山環境管理課長 環境農林水産常任委員会資料の1ページをお開きください。

川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

まず、(1)の水質の状況ですが、県では、長江川の白濁以降、週1回のペースで水質の検査を行っております。

直近の検査結果、先週の7月11日の検査結果は、最上流部の検査ポイントであるえびの橋から川内川合流前の長江川橋までの4地点では、水素イオン濃度、ペーハーやヒ素などが環境基準を未達成であり、前の週に比べ高い値となりましたが、川内川合流部の上真幸橋では、水素イオン濃度を除き環境基準を達成しておりました。

検査の概要についてですが、検査地点は全部で6カ所でございます。えびの橋、大原橋、長江橋、長江川橋の4カ所が長江川水系の調査地点であり、上真幸橋や加久藤橋が川内川の調査地点です。

検査項目は9項目であり、酸性度を示すペーハー、濁りの度合いを示す浮遊物質、カドミウ

ムなどの重金属類の合計8項目と、その他の項目として、水中に溶けている成分により電気の通りやすさを示す電気伝導度の1項目でございます。

検査結果につきましては、5ページの水質検査位置図をごらんください。

この図は、長江川などや合流する川内川に、検査ポイントや農業用水の取水地点などの位置を示したものです。

一番下のほうに硫黄山を位置し、点線の円で示す1キロの規制区域付近の赤子川に1つ目の検査ポイントでございます①えびの橋がでございます。

この下流が、上のほうですが、赤子川取水口のすぐ下流側に2つ目の検査ポイントの②大原橋がでございます。

さらにその下流に3番目の検査ポイントの③の長江橋があり、その下、下流側に農業用水を取水する2つの頭首工の後、4つ目の検査ポイントであります④長江川橋がでございます。

その後、地図の右から左に流れる、川内川に合流しますが、川内川に及ぼす長江川の影響を見るため、合流後の検査ポイントの⑤上真幸橋と、合流前の検査ポイントである⑥加久藤橋で検査を行っております。

図の中ほどの②の大原橋の枠内をごらんください。

先週、7月11日は、河川水が再度白濁したという状況がございました。そこに書いてありますとおり、当初の4月21日のヒ素濃度が基準の170倍と非常に高かったのに対し、先週7月11日のヒ素濃度は13倍であり、当初の4月21日に比べるとかなり低い値でした。当時、湯だまりから流出したんじゃないかというふうな報告もありました。

しかしながら、7月4日には、基準内に入っていたヒ素濃度が、7月11日に13倍に高くなっていますので、前回より悪化しております。数日前の大雨の影響もあり、泥水の噴出が一時的に多くなったのではないかと考えられます。昨日、採水したんですけれども、そのときは大分色が薄くなっておりまして、先週の金曜日にも現地を確認してもらいましたが、やはり色は薄くなっております。

そういった状態で、水質は悪くなったりよくなったりというふうな盛衰を繰り返しているものと考えられます。したがって、引き続き今後の水質の動向を注視していくことが必要と考えられます。

なお、詳細なデータは、2ページから4ページに一覧表として記載してありますが、説明は省かせていただきます。

1ページにお戻りください。

次に、資料中ほどの(2)水質検査の結果についてです。

6月補正予算により、既に昨日から実施中のものですが、検査地点、検査項目をふやして検査を強化しております。

6ページをお開きください。

資料の中ほどに矢印が書かれている図の左右の枠内に記載しておりますが、検査箇所を6カ所から9カ所にふやした3カ所は、亀沢橋で、鹿児島県との県境における濃度を確認することとし、長谷橋、堂本頭首工の2カ所で、農政部局と連携して、農業用水の取水に関連した検査を行うこととしました。

また、これらに伴って、項目数も9項目から最大で19項目に増加することとなり、詳細は下の検査項目一覧表に記載しているとおりでございます。

再度、5ページの地図をごらんください。

先ほど説明した追加3地点でございますが、1つ目の追加検査ポイントである亀沢橋は、鹿児島県との県境になるため、この地図にはちょっと記載できませんでしたが、上のほうの⑤の上真幸橋から直線で3.6キロぐらい下流でございます。

2つの追加検査ポイントは、⑤上真幸橋の上流側にある農業用水口の堂本頭首工の付近を、3つ目の追加検査ポイントは、長江川の下流にある2つの農業用水取水口のすぐ上流の③長江橋付近に流れ込む長谷川の長谷橋で検査を行い、水質検査を強化いたします。

1ページにお戻りください。

最後に(3)「水・環境対策研究事業」の実施について御説明いたします。

水質改善対策や沈殿物処理方法について、庁内はもとより、地元えびの市と合意形成を図りながら、宮崎大学を初めとする有識者等と連携し、効率的かつ効果的な対策を検討することとしています。

これらの検討の方向性といたしまして、次の5つの項目を考えております。

1つ目は、水処理方法の検討です。比較的水質が改善傾向にある現状の水質を改善するため、例えば、石灰石を河川に入れ、接触させることで酸性水質を中和するなど、簡易な方法による水質改善や、また、噴火直後の比較的高濃度の水質を想定した、例えば薬品処理などを行うプラント的な水処理の方策も検討を行いたいと思います。

2つ目は、沈殿物処理方法の検討です。現在、えびの市が設置しております沈殿池に堆積する沈殿物について、その回収方法とか処理方法の技術的な検討を行います。

3つ目は、リスク評価です。河川の白濁をもたらしている物質や溶存成分を分析し、含有する物質を把握することによって、リスク評価を行います。これによって、河川白濁に対して適切な理解を得ることができるかと考えております。

4つ目は、河川水質の常時監視です。水質を常時監視するシステム、例えば水素イオン濃度、ペーハーや電気伝導度などを連続測定することによって、通常の水質分析にかわって、簡易的に常時水質を監視する方法の検討を行います。これによって、農業用水の利水者などが容易に水質を把握することができることとなります。

5つ目は、河川の状況調査です。河川の水量を測定し、現在、水質検査結果の濃度でしかわからない汚染状況を量的に評価していくとともに、過去の水質など、バックグラウンドの調査を行い、現状の水質と比較検討を行います。

以上5項目について、宮崎大学の先生方や有識者の方々、それから、地元のえびの市とも協議を行いながら、研究事業を進めてまいります。

環境管理課の説明は以上でございます。

○三重野山村・木材振興課長 お手元の委員会資料7ページでございます。

説明事項2番目の有限会社安藤商店における乾シイタケの不適正表示に対する措置について、山村・木材振興課より御説明させていただきます。

本件につきましては、先月6月11日に公表を行いまして、大きく報道されたところでございます。

事案の経過でございますが、(1)、(2)にありますように、西都市にあります有限会社安藤商店が販売する乾シイタケ商品の原産地表示について疑義が生じたことから、立入検査を行

いました。

この結果、商品の一部につきまして、国産乾シイタケに中国産乾シイタケをまぜたにもかかわらず、宮崎県産、九州産または日本と表示し、少なくとも平成29年3月から平成30年2月までの間に約5トン一般消費者向け商品として販売していたことを確認しました。

(3)の措置でございますが、こうした行為は食品表示法に基づきます食品表示基準の規定に違反するということから、6月11日に文書による指示を行いました。

(4)が具体的な指示内容でございます。

1点目ですが、安藤商店が製造・販売している全ての商品について、直ちに表示の点検を行い、不適正なものについては速やかに是正した上で販売すること、2点目、こうした事案が発生した原因について、消費者に対し正しい表示を行うという意識や、食品表示に関する認識の著しい欠如、その管理体制の不備などがあつたと考えられることから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること、3点目、社内における責任の所在の明確化と、食品表示チェック体制の強化・拡充等の再発防止対策を実施するとともに、定期的なチェック体制等の検証・改善を実施すること、4点目、全役員及び従業員に対する食品表示制度についての啓発及び遵守を徹底すること、5点目、以上にに基づき講じた措置について、6月29日までに知事宛てに提出すること、以上5点を指示したところでございます。

(5)は、今後の対応でございます。

1点目、安藤商店からは、措置報告に関する実施状況をとるということになってはいますが、6月27日に措置報告がなされております。指示事項については、改善に向かいつつあるという

ことを確認しておりますので、その実施が今後はきちんとなされていくか、継続して確認していくこととしております。

2点目でございますが、業界関係者に対しまして、講習会の開催などを通じて、製造者への意識向上の促進に努めるほか、関係機関と連携しまして、監視体制の強化など再発防止の取り組みを進めることとしております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○来住委員 川内川に関する件で、もう少し説明を求めたいと思うんですけど、7月11日の検査で、ぐんとまた伸びたわけですよ。その原因で今つかんでいらっしゃるものをもう少しわかりやすく、もう少し大きい声で。さっき聞こえなかったんです。

○富山環境管理課長 原因につきまして、私たちのデータではっきりとは言えないんですけども、気象庁が発表しているホームページとか、現場の状況から、噴出物がふえて、湯だまりから流出したものだろというふうに言われております。

○来住委員 現場へ最近行ってないんですが、現地の議員の話では、かなり噴出量がふえたんじゃないかって言っていました。単に雨が降ったというだけじゃないんじゃないかということも、話していましたけれど。

もう一つ、資料の1ページの環境対策研究事業の実施で、対策検討の方向性として、5つの項目を挙げておられるんですけど、これは、6月議会の時点でも、予算がついたときに挙げられていたんじゃないかと思っているんですが、具体的にはどういうふうに進んでいくのかなど。宮崎大学など、相手のあることですから、県が

独自に調べたりすることもできないでしょうけれど、一定のゴールみたいなものがあるって、5つの項目全てが同時に結論が出るというわけでもないと思うんですけど、その辺の見通しはどうなんでしょうか。宮大だとか、御協力をいただかないとできないことなんですけれど、その辺の話し合いとか、それはどういうところまで、今進んでいるんでしょうか。単なる皆さんの今の構想だけですか。どこまで進んでいるのかを教えてください。

○富山環境管理課長 まず、見通しのなものなんですけれども、今、どこまで改善するのかという目標につきましては、農政水産部などの関係部と話し合いながら進めている段階でございます。来年度、農業用水が使えるような状況が、短期的な目標ではないかと思っております。

研究事業の状況なんですけど、もう既に宮崎大学の先生たちと、具体的に何が必要なのか、まず何をしなきゃいけないのかとか、そういったことを今具体的に詰めさせてもらっています。

例えば、沈殿物の処理とかがございますので、そこら辺は早く検討しなくてはいけないだろうし、今、水質は1週間に1回の検査なんですけれども、それを常時監視して、いろんな変動があったときにすぐわかるように、常時監視のシステムを検討していただくとか、徐々にですけど、話し合っている段階でございます。

○来住委員 すごく大事なお仕事だと思うんです。もちろん自然が相手ですから、何とも言えないんですけど、ただ、来年度の稲作をする上で、現実に頭首工から取水できるのかできないのかは、物すごく大きな問題で、基準以内だったら大丈夫だとしても、取水するのかわからないのかというのは、農家に見れば心配だと思うんです。全くゼロとなったら、もう心配ない

と思うんですけど、単なる基準以内だから大丈夫という点でも、農家は非常に苦慮されると思うんです。

そういう意味で、何といってもえびのは米の産地ですから、なるべく早く結果が出るように頑張っていたきたいと思います。

○高橋委員 今の件で、説明があったように水質がよくなったり悪くなったりということで、水質改善対策と沈殿物処理方法を、今から検討を始められるんでしょうけれど、どこかで結論を出して実施するというタイミングなんですよね。おっしゃるように来年、水稻作付が可能で、飲料水も大丈夫だということに持っていくための検討を始められるわけですよね。

○富山環境管理課長 おっしゃるとおり、そういう検討を、関係部局や、大学も含めて協議をしている段階でございます。

○高橋委員 これは、いつごろに判断をするというめどを、立てていらっしゃるんですか。

○富山環境管理課長 いつごろという点を含めて協議している段階ですけども、例えば、農業用水とかという話になりますと、やっぱり早い段階である程度の線が出ればなどは思っておりますので、そこ辺も含めて、農政と詰めている段階でございます。

○高橋委員 早ければ年内だとか年明けという時期があると思うんです。水稻作付から逆算して、年明けでもいいかなと思ったりはするんですが、いろいろ関係機関と十分に議論していただいて、対策が必要であれば、それなりの結論を出されて、タイミングを逸しないようによろしくお願ひしたいと思います。

④の河川水質の常時監視というのは、常時ということだから、機械か何かを設置されるわけですか。

○富山環境管理課長 今、電気伝導度というのを測定しております。電気伝導度というのが、水中に溶けているいろんな成分に比例して上がるような傾向がございます。電気伝導度などは、簡単に測定できるものですから、その機械を常に据えつけておいて、それを何らかの形で自動的に見ることができれば、常時監視することができると。つまり、電気伝導度が上がれば、例えばヒ素濃度とか、ホウ素、フッ素とかそういったのも上がってくるだろうということが推定されますので、まずは、今までのデータとかも含めまして、その相関があるかどうかを研究していただくかなと考えております。

○来住委員 沈殿槽をつくっていらっしゃいますよね。そこに流れ込んできた量が、以前よりもはるかにふえた。例えば何倍にもなったとか、そういうデータは出ていないんでしょうか。

それから、噴出した量がふえたのか。噴出した量もふえた、さらには今回の雨で沈殿槽に入る量もふえた。それによって、沈殿する前に流れてしまった。そういう点での、もう少し何かを、皆さんはつかんでいらっしゃるのかなというふうに思うんですけど。

○富山環境管理課長 確かにそこら辺が重要だと考えています。現段階では、そこまでの調査はできておりません。ただし、目視的には、今回、7月11日に、現場に職員が行ったんですけども、量的にちょっとふえていたというようなものがあつたようです。

そこら辺は、この対策検討の方向性の⑤のところ、河川状況調査というのを挙げていますが、この河川の水量測定で各流入河川の流量測定をすれば、どれだけ入ってきているとかがわかるかと考えています。ですから、今から大学との間で詰めていきたいと考えています。

○二見委員長 そのほか、何かありませんか。

○高橋委員 安藤商店については、課長の説明を聞いてよくわかりましたが、ここは、営業は再開しているんですよね。

○三重野山村・木材振興課長 こちらの事業者ですが、現在、回収作業を並行して行っておりまして、今、出荷のほうは取りやめている状況でございます。

○高橋委員 先ほど改善に向かいつつあるという説明があつて、改善はすぐしないといけないのと思ったんですが、まだ今、営業はストップしている状態ですね、わかりました。

それで、安藤商店はこの不正をやらざるを得ない状況に追い込まれていたのかなと思って。新聞のこの方のコメントをうっすらとしか覚えてないんですけど、ずっと価格が低迷していて、売り上げが落ち込んでいたと思うんです。だから、何とかもうけを出そうということで、こういう不正をやられたと思うんですが、仮に価格が——今は持ち直してはいると思うんですけど、これが高くなったときに売れるのかという部分。いわゆる乾シイタケの消費のところもあると思うんです。そこら辺の兼ね合いをどう考えていらっしゃるのか、コメントいただけませんか。

○三重野山村・木材振興課長 まず、私どもは、こちらの事業者を実は10年ほど前から調査を行っておりまして、今回確認されたのは1年分ということなんです、御本人から10年ほどにわたってやっていたというような説明を受けています。

その背景、理由については、私どももそこまで承知してはいないんですが、そういったところから、私どもとしては、初めてやりましたということではなく、常習性が高かったこともあ

りまして、今回、公表に至ったと考えてございます。

もう一つの、仮に価格が高かったらどうかというところなんです、価格が高かったとしたら、仮定の話になりますが、その流通の事業者——こちらの事業者は、流通と生産をやっている事業者になるんですが、当然、その商売としては取り分が多くなるので、いろいろとやりとりをする幅も広がったんだらうなと推測してございます。

○二見委員長 よろしいですか。

その他もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時34分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、梅雨前線等に伴う豪雨災害についてでございます。

今月初旬に発生しました平成30年7月豪雨災害におきましては、西日本の非常に広い地域で人的被害を初めとした甚大な被害が発生しており、市民生活を初め農水産業等にも多大な影響が生じているところであります。

本県におきましても、小林市で、あぜの草刈

りを行っていたと思われる方が1名お亡くなりになられたほか、後ほど御報告させていただきますが、6月下旬から7月上旬にかけての大雨及び台風7号により、農水産業におきましても、被害が発生しているところでございます。

今回の豪雨災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

本県におきましては、既に梅雨は明けましたけれども、これから台風の接近などにより、災害の発生が懸念される時期となります。農政水産部といたしましては、今後とも常在危機の意識で、的確に対応してまいりますので、委員の皆様にも御指導、御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、委員会資料を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思えます。

本日は、報告事項といたしまして、硫黄山噴火に伴う農水産業への支援対策状況についてなど、ここに掲げております3項目のほか、追加で配付させていただきましたが、梅雨前線に伴う大雨及び台風7号による農水産関係の被害状況についての合計4項目について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課・室長から御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○鈴木農政企画課長 資料の1ページをお開きください。

硫黄山噴火に伴う農水産業への支援対策状況について御報告いたします。

まず、1の安全・安心を確保するための水質

検査等の取り組みでございますが、農業用水の安全性の確認のため、30カ所の代替水源の水質を2週に1回検査をしておりますほか、えびの市の農業用水100カ所、農用地の土壌50カ所の分析を開始したところでございます。

また、農産物の安全性を確認するため、米を初めとした農産物におきまして、カドミウム、ヒ素等の項目を分析することとしてございます。

次に、2の安心して農業を営むための支援でございますが、農業共済につきましては、7月23日から現地確認が行われる予定であり、8月下旬から9月には、農家に共済金が支払われる見込みとなっているほか、転作支援につきましては、6月23日から営農計画の変更受け付けを開始しており、7月末ごろから、飼料作物や地力増進作物の作付が始まる見込みとなっております。

続きまして、3の農業を継続するための基盤整備につきましては、来年度以降の水源確保に向け、代替水源の水量や地形の調査に着手しており、今後、地元への説明を経て、今年度内に水路のかさ上げ等の改修工事を行うこととしてございます。

また、転作作物の作付に向けて、排水不良農地の調査に着手したところでございまして、今後、農家の意向等を聞きながら、暗渠排水の整備等に取りかかることとしております。

なお、資料には記載がございませんが、明日7月20日付で硫黄山対応、特に代替水源の調査を専門で行うために、西諸県農林振興局に農業土木職の職員を1名増員いたしまして、体制の強化を図っておりますことをあわせて御報告いたします。

続きまして、2ページ目、4の農産物のPR対策等についてでございますが、来月25日にえ

びの市で開催いたします食の地産・地消フェスタや、西諸県地域の農産物直売所をめぐるスタンプラリー、10月から11月には、えびのの新米を中心としたフェア等に取り組むこととしております。

また、水産分野につきましても、内水面関係者への水質などによる情報提供や、死亡した魚の原因分析を実施しております。

なお、川内川上流漁協に対しましては、毎年度、漁業権に基づく義務放流の履行を課しているところでございますが、今年度につきましては、その義務を免除することを指示したところでございます。

続いての5の作付転換及び主食用米の作付状況につきましては、農産園芸課長から御説明させていただきます。

○菓子野農産園芸課長 続いて、5、作付転換及び主食用米の作付状況について御説明いたします。

まず、作付転換の状況についてでございます。

中段の図をごらんください。

水質悪化の影響を受ける地域459ヘクタールは、農道等を含んでおりまして、このうち実際に水田として使用される面積は、畦畔を含めまして400ヘクタールでございます。

図の上段に、当初の営農計画に当たるものとしまして、前年の作付実績を掲げております。また、下段には、7月10日現在の変更後も含めました営農計画の集計結果を掲載してございます。

作付の内訳は、主食用米は、前年の250ヘクタールから170ヘクタール程度減少しまして、おおむね80ヘクタールと見込んでおります。

このほか、ことしの作付の見込みとしましては、WCS用稲等、非主食用水稻が50ヘクタール、

飼料作物が180ヘクタール、地力増進作物が58ヘクタール、保全管理その他が30ヘクタール程度を見込んでおります。

なお、中段の中ほどの点線で囲んだ部分が、先般、えびの市が公表されました営農計画の変更状況を示してございまして、面積で、全体で252ヘクタール、畦畔込みに換算しますと260ヘクタールになります。戸数で330戸の変更の申し出が行われてございます。

この受け付け結果によりまして、減少しました主食用米の170ヘクタールの主な作付転換品目といたしましては、資料には掲載しておりませんが、飼料作物が87ヘクタール程度、地力増進作物が58ヘクタールなどとなっております。

次に、図の下にございますえびの市の主食用米の作付状況についてでございます。

先ほど御説明しましたとおり、主食用米の作付が、影響地域内では、前年から170ヘクタールの減少となる一方で、影響地域外で80ヘクタール程度の拡大が見込まれてございまして、えびの市全体としましては、差し引き前年としまして90ヘクタール程度の減少を見込んで、最終的には主食用米として1,029ヘクタール程度を見込んでございます。

なお、今後の県の緊急対策支援事業に係りまして、今回の各取り組み者への助成金の支払い時期につきましては、現地の確認等が終了次第、速やかに支払えるよう、えびの市等と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 資料の3ページをお開きください。

肉用牛肥育経営の現状等についてでございます。

まず、1の現状といたしまして、肉用牛繁殖雌牛の全国的な減少に伴いまして、子牛の出荷頭数が減少し、子牛価格が高騰しております、左のグラフにありますとおり、県内の肉用子牛のうち、去勢子牛の消費税抜き平均価格が、平成25年4月に45万5,000円であったものが、平成29年2月には約83万8,000円となっております。

右の棒グラフをごらんください。

これは、肥育経営における生産コストをお示ししておりますが、生産コストのうち、もと畜費、いわゆる肥育農家が導入した子牛セリ価格の占める割合が、平成28年では6割近くとなっております、子牛価格の高騰が経営を圧迫していることがうかがえます。

そのような中、国では肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる牛マルキン事業の実施によりまして、肥育農家の経営安定を図っているところでございます。

ここで、牛マルキン事業について御説明をさせていただきます。

次のページの参考のところの3つ目の丸に記載しております経営安定対策をごらんください。

これは、国の事業でありまして、粗収益が生産コストを下回った場合に、積立金からその差額の8割を補填する事業でございます。

今回、肥育経営が厳しい状況となることから、平成30年度におきましては、特例措置として補填率が9割となったところでございます。

県では、この生産者積立金の一部につきまして、例えば、肉専用種の場合ですと、生産者負担金1万円のうち1,100円を助成しております。

3ページに戻っていただきまして、下の表に示しました牛マルキン事業における枝肉成績と

補填金の発動状況をごらんください。

これは、本県の状況と全国及び地域算定を実施している11県のうち、近隣の県につきまして記載をしております。

まず、上段の枝肉成績等でございますけれども、本県は粗収益が121万7,000円と、他県と比較して高い状況でございます。

これは、枝肉単価や上物率が他県と比較して高いことに加えまして、本県の課題でありました枝肉重量が489キロと、他県と同程度になったことが一因と考えております。

枝肉重量につきましては、表の上の1の現状の③にありますとおり、平成26年の平均が463キロでありましたけれども、直近では26キロ程度増加しているところでございます。

また、表のところですけれども、上物率につきましては、鹿児島と比較しても5%程度高い状況となっております。

次に、表の下段の補填金の発動状況をごらんください。

最近では、昨年7月から補填金が発動し始めましたので、そこからの推移をお示ししておりますが、本県の発動は、頻度及び発動額ともに他県と比較して少ない状況でございます。

しかしながら、ことしの4月、5月と連続して発動しております、さらに今後の見込みとしましては、4ページの2の課題に記載しておりますとおり、80万円を超える価格で導入した肥育素牛が、20カ月の肥育期間を経て、ことしの7月から12月にかけて出荷される予定であります。

そのため、枝肉相場によっては、牛マルキン事業の補填金の発動が見込まれ、肥育経営は大変厳しい状況になることが懸念されているところであります。

そこで、3の今後の対策としまして、引き続き子牛出荷頭数の増加に向けまして、参考の1の丸にあります畜産クラスター事業などの生産基盤強化対策を積極的に活用することによりまして、肥育素牛の安定供給に努めてまいります。

また、牛マルキン事業の継続的な推進を図りますとともに、参考の2つ目の丸にあります肥育素牛の導入資金や運転資金として、農業近代化資金やスーパーL資金の活用に加えまして、県独自の制度資金であります肥育素牛価格変動対策資金の活用によりまして、支援してまいります。

さらに、対策④の子牛価格の変動を受けにくい経営内及び地域内における繁殖肥育一貫経営体制の推進を図ってまいります。

肉用牛肥育経営の現状については以上でございます。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

みやざき地頭鶏の生産振興とブランド確立に向けた取り組みについてでございます。

まず、1の平成29年度の生産・販売の概況であります。

生産農家は50戸で、出荷先別では、エー・ピーカンパニー関係の地頭鶏ランド日南が20戸、JA日向が8戸、独自販売の方が22戸となっております。

これらの生産農家に対し、県内4カ所のひなセンターから61万4,000羽の素ひなが供給されておりまして、うちエー・ピーカンパニー関係へ30万羽、全体の48.9%が供給されております。

指定店の数は、県内が69、県外が155の224店舗となっております。うちエー・ピーカンパニー関係が93店舗と41.5%を占めております。

また、みやざき地頭鶏の販売体制につきまし

ては、原則、生産農家みずからが営業を行いまして、販売先を確保することとなっております。

次の表は、地鶏肉の特定JAS規格と、右側のほうにみやざき地頭鶏の生産方式を示してありまして、みやざき地頭鶏につきましては、JAS規格の地鶏に比べまして飼育期間が長く、飼養密度が少ないといった特徴がございます。

次に、素ひなの供給羽数の推移でございます。

平成18年以降、これまで順調に伸びておりましたが、平成27年度をピークに減少傾向にあります。

エー・ピーカンパニーとの取引は、平成19年から始まりまして、素ひなの供給羽数の増加とあわせまして、エー・ピーカンパニー関係の占める割合も増加し、ここ数年は半数を占める状況となっております。

2に示します目標につきましては、宮崎県畜産新生推進プランとみやざき地頭鶏の販売戦略に掲げた目標数値でございます。

平成32年度には、素ひなの供給羽数を90万羽にふやすとともに、認知度の向上や指定店数の拡大、さらに輸出量30トンを目指しているところでございます。

6ページをごらんください。

これらの目標達成に向けたこれまでの取り組みでございます。

まず、生産拡大としましては、①の生産性向上を図るため、みやざき地頭鶏事業協同組合を中心とした生産農場の巡回指導を実施しております。

また、②の畜産試験場川南支場において、おいしさ及び増体の遺伝子選抜による育種改良を行うとともに、飼育期間短縮の実証試験を生産農場でも実施しているところでございます。

加えまして、③の高病原性鳥インフルエンザ

の発生時のリスク分散と、素ひなの供給羽数拡大のために、高原町の畜産試験場に新たに種鶏舎の整備を進めているところでございます。

次に、国内外の販路並びに消費拡大対策として、①のPRイベントや商談会等への出展を支援しますとともに、②の輸出拠点となります食鳥処理場を整備中の宮崎くみあいチキンフーズ株式会社と連携して、みやざき地頭鶏の輸出に向けた取り組みを進めております。

昨年9月には、香港へイベント向けに初の輸出を行いまして、11月と合わせて昨年度121キロを輸出しております。

このような取り組みを進める中、4に示しますような課題が見られているところでございまして、まず、先ほどもお示ししましたとおり、①の平成27年度以降、素ひなの供給羽数が減少傾向にあること、2つ目に、その要因として考えられます生産者がみずから販売先を確保する体制のため、販路の拡大や新規参入が進まないこと、3つ目に、取引先が大手1社に偏っているため、取り扱い量が減った場合の生産面へのリスクが懸念されること、4つ目に、飼育期間が長く、生産コストがかかるため、販売価格が高くなり、販路拡大が難しいといった生産者の意見があることなどであります。

以上のような課題を踏まえて、生産振興を図るための今後の取り組みといたしましては、まずは、みやざき地頭鶏事業協同組合の体制強化を図る必要があると考えておりまして、組合の役割として、素ひなの供給や生産指導、PR活動に加えまして、販路拡大のための営業活動を強化してまいりたいと考えております。

次に、生産拡大に向けましては、素ひなの供給拡大のための体制を整え、新規参入や規模拡大を推進し、生産農場への巡回指導を強化する

ことで、さらなる生産性の向上に取り組んでまいります。

また、川南支場において、種鶏の高品質化を図るとともに、コスト低減や回転数の増加のため、飼育期間短縮に向けた現地実証試験や生産者等との協議を進めてまいります。

さらに、販路や消費の拡大に向けまして、組合とも連携して、新たな販路の開拓や既存取引業者との連携を強化するとともに、炭火焼き以外の新たなレシピ開発と提案による取引の拡大を図ってまいりたいと考えております。

畜産振興課からは以上でございます。

○鈴木農政企画課長 追加でお配りしてございます資料、梅雨前線に伴う大雨及び台風7号による農水産業関係の被害状況について御説明をさせていただきたいと存じます。

6月下旬から7月上旬までの大雨及び台風7号による農水産業に関する被害の概況を資料のとおりまとめてございます。

なお、あくまでも現時点の状況でございますので、被害箇所数や面積、被害額については現在精査中でありまして、今後修正が入る可能性がございます。

それでは、まず、被害の概況について御説明をさせていただきます。

1の農作物等の被害をごらんください。

水稲やたばこ、露地野菜、飼料作物等で、合計約300ヘクタールの被害が生じておりますほか、ビニールハウスの倒壊やビニールの破損が24件発生してございまして、被害額は合計で1,995万7,000円となっております。

次に、今回特に被害が集中しております2の農地・農業用施設等の被害についてでございますが、農地は、田畑ののり面崩壊で149カ所、農業用施設は、頭首工、水路、道路の崩壊で110カ

所、合計で259カ所、被害額は4億4,400万円と
なっております。

続いて、3の水産関係の被害につきましては、
水産施設で3カ所、養殖で2カ所の計5カ所、
合計1,765万円の被害となり、4の被害総額につ
きましては、4億8,160万7,000円となつてござ
います。

県といたしましては、早期復旧に向け、技術
・経営支援等の営農指導を迅速に実施してまい
りますとともに、市町村等の関係機関と連携し
ながら、国の災害復旧事業の活用による農地・
農道等の復旧支援に取り組んでまいります。

先ほどの部長の挨拶でも申し上げましたが、
今後も台風を初めとした風水害につきましては、
農水産業へ甚大な影響を与える可能性が十分ご
ざいますので、引き続き風水害に備えた営農対
策、指導等に努めてまいりますとともに、万が
一被害が発生した場合には、迅速な状況把握と
早期復旧への万全な支援に取り組んでまいりたい
と考えてございます。

報告は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。
報告事項について質疑はありませんか。

○来住委員 硫黄山に関してちょっとお聞きし
たいと思うんですが、代替水源の確保との関係、
2ページの関係でお聞きしたいんです。

つまり、影響地域の水田が、全体として400ヘ
クタールで、今年度、飼料作物だとか地力増進
だとかというところが、全部合わせると約270ヘ
クタールあるんです。

硫黄山の状況がどうなのかはわかりませんが、
いずれにしても最悪の事態を考えて、来年度も
長江川からの取水、それから川内川からの取水
ができないということになったときには、この
表に出ている270ヘクタールがその影響を受ける

ことになるのかなと思うんですけど、非常に
大ざっぱな話なんですけど、どうなんでしょうか。
ここが何かわかりますか。

○菓子野農産園芸課長 実際に水稲、主食用米
とWC稲がいわゆる水を使った営農でございま
すので、今御指摘のおおむね270ヘクタールが、
今後、水が必要とされるといふ部分になろうか
と考えております。

○来住委員 そうすると、最悪のことだけでは
いけないんですが、今の段階では、明確には言
えないと思うんですけど、270ヘクタールに水
を確保するという立場から、この代替水源の確
保対策は進められているのかどうかを確認した
い。

○浜田農村計画課長 水源確保対策の全体像な
んですけど、現在のところ、地域の全体面積
は約460ヘクタール。これを水系ごとに3つのブ
ロックに分けて、今、調査を進めておまして、
水量を定点で観測したりというのも既に開始し
ておりますけれども、あと、湧水の量とか、あ
るいは近傍地区の水源を引っ張ってこられない
かとか、さまざまな視点で水系ごとに検討を今
進めているところです。具体的にそれらの検討
が終わり、設計上の水計算をやって、来年どれ
ぐらいの面積が確保できるか、ことしよりもプ
ラスで確保できるかというのは、まだ検討途中
でございまして、詳細な数字等については、今
後、調査が進展する中で整理をしていきたいと
いう状況でございます。

○来住委員 もう一つ、部長にお願いしておき
たいと思うんですけど、さっき環境森林部と
の話の中で、7月11日の水質検査でぐんと悪化
したんです。その悪化した原因が、硫黄山から
の噴出物の量がふえたんじゃないかという話で
すが、明確じゃないわけなんです。どの程度、

どれほどふえたのかもわからない。それは、環境庁は、それがどれほどふえたかというのをつかむ必要はないのかなと思ったりするんです。

しかし、皆さんからしてみれば、絶対につかみたいわけですね。環境庁はつかまなくてもいいかもしれないけれど、農政サイドから見たら、やっぱり実際に何でふえたのか、何で値が大きくなったのか、その原因は何かというのは、どうしてもつかんでおかないと、今後の対応ができないと思うんです。

そういう点から見て、日本の技術を結集すれば、とにかく硫黄山から噴出されている量が、日常的にどれほどの量なのかというのをつかめないことはないって、僕は思うんです。

または、いわゆる貯水池をつくっていらっしゃるんですけれど、その貯水池にどれほどの水が、例えば毎秒何トン入ってきているとか、そういうものはつかめないことはないと思うんですけれど、ぜひそこは、環境庁任せにせず、対応をとられていかないと、ちょっと心配だなと思ったりしたところなんです。急にぽんと、この前伸びたものですから、その原因をお聞きするけれど、明確な答弁になっていないんです。そこは、ぜひつかんでほしいというふうに、お願いしておきたいと思うんですけれど。

○中田農政水産部長 その関係は、環境森林部とお話をしてみたいと思っておりますけれども、私どもの職員が、その貯水池のところまで行ったら、あふれて、そのまま流れているような状況だと聞いております。

ですから、現時点でどれぐらいの水量があるかというのは、なかなかつかみづらい状況にあるのかなと思っております。

あと、農業関係でいいますと、先ほどもありましたけれども、多分来年につきましては、長

江川の水は使えないということを前提に考えていかないといけないんだろうなと思っております。そして、そのために、今ある湧水でありますとか、使える水をいかに効率的に、有効に使っていくかということで、どれぐらい今の面積からふやしていけるかは、ちょっと今の段階ではわかりませんが、そういう対策に短期的にはしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

○高橋委員 今、長江川の水は使えないというお話がありましたけれど、先ほどの環境森林部の説明によると、中和する素材で、いわゆる水質改善対策、沈殿物を取るとかいうものを、宮崎大学と連携しながら検討中であると。だから、うまくいけば取水が可能になることもあり得るということだったと理解したものですから。

だとすれば、1ページの3の基盤整備、水質改善対策を一方の環境森林部ではやっても、農政水産部としてはこの対策はやるんだよと、代替水源確保対策はやるんだよということなんでしょうか。

○中田農政水産部長 長江川の水につきまして、お話があったように、将来的に、環境改善をしていくということは、当然やっていかないといけないんだろうなと思っておりますけれども、私がさっき言いましたのは、来年につきましては、長江川の水は使えないことを前提に、しっかりと対策を打っていく必要があるということを申し上げたわけで、将来ずっとという意味で言ったわけではございません。将来的にどういう対策ができるのかというのは、今後、県だけでなく国のアドバイス等も受けながら、大学等のアドバイス等も受けながら検討していく必要があるんだろうなと考えているところです。

○高橋委員 代替水源確保対策は、いわゆるその事業の工期というのがあるでしょうから、環境森林部の水質改善対策のタイミングによっては間に合わない可能性だってあるから、来年の水稲作付を考えれば、代替水源確保対策はやるべきだという理解ですね。

それと、主食用米の水稲作付を、影響地域外で80ヘクタール拡大したということは、えびの市内での田んぼという意味でしょうから、いわゆる耕作放棄地とか、今まで水稲以外の作付をした田んぼに水稲作付をすることになったということですね。

○菓子野農産園芸課長 今、御指摘のような理解でおりますが、直接一筆一筆の状況は伺っていないので、今後いろいろお話は聞きたいと思っています。基本的には水稲以外のものが作付されていたということで、今、事例で御指摘になったような、作付はしておらずに保全管理していた農地とか、そういったものが充てられたのだろうというふうに考えております。

○西村委員 マルキン事業で、平成30年度の地域算定実施県というのがあって、本県を含めて岩手、島根云々と、11県が該当しているんですけども、これは、該当しない県でマルキンに適合する場合というのは、全国平均とかそういう数字を使ってやるものなのかを、まず伺いたいんです。

○谷之木畜産振興課長 今言われましたとおり、この11県以外は、全国算定の金額が交付されるということになります。

○西村委員 というのは、この表でいくと、一番左の全国というところにある金額をベースにして、マルキンが発動されて、それによると、平成30年1月、そして、括弧がありますけれど、5月に数値が書いてあるんですが、全国的に見

たら、この11県を除くとそこまで発動されていないということなんですか。

○谷之木畜産振興課長 それぞれの県で、素牛価格と、それから枝肉単価というのを算定してやっております。価格については、枝肉単価のところを見ていただきますと、全国が2,432円で、宮崎と沖縄以外の県と比較しますと、高いというのと、枝肉重量が506キロで、大きいというようなところから、発動が少ないんじゃないかなと思っております。

○西村委員 マルキンも、ベースが8割から9割で、農家の方々にとっては非常にありがたいと思いますが、先ほど説明があったような、依然としてまだ子牛価格が非常に高どまりしている状況が続いておりますので、なかなかこれが続くと経営が厳しいだろうなど。

それでいて、マルキンを発動したからといっても、経営が楽になるわけではないので、これが長続きしていくと、やっぱり体力が奪われて、経営が続けられなくなるという農家も多いと思うんです。きょう、一通りの説明を受ける中で、この対策というのは、あくまでも市場があるものですから、市場価格が上がればいいというものもあると思いますし、子牛の頭数が決められた以上、結局親の頭数というのも決められてくると思うんですけども。その長い流れを見ると、宮崎県はほかの地域よりもましという状況なのか、宮崎県としては、やっぱりトップブランドとして守っていくためには、もっともっとやらなくちゃいけないことがあるということなのか、そのあたりの今後の展望はどうなんですか。

○谷之木畜産振興課長 おっしゃられますように、幾ら9割補填されたとしても、1割はマイナスが出ているわけですので、しっかり高い値

段で売って、所得を確保するという。その販売対策とか、素牛価格が余りにも高騰してしまいますと、その分が経営にはマイナスになってきますので、子牛の出荷頭数をしっかり維持させて、減らさないような対策を今後も打ってまいりたいと考えております。

○西村委員 近隣県を見ますと、長崎、熊本、大分、鹿児島は、非常に厳しい状態が続いていますよね。ということは、逆に考えれば、それらの県というのは、これからの増頭対策は宮崎県よりももっと厳しいと思うんです。そのあたりの情報というのは、情報交換、もしくは全国のそういう団体から、本県にも逐一入っているものなんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 子牛の出荷頭数につながるのは、繁殖雌牛の頭数でございまして、本県は平成30年の2月まで3年間続けて雌牛の頭数がふえておりました。

全国的には、ことしやっとふえているような状況で、平成29年の子牛のセリの出荷頭数がやや持ち直して、プラスに転じているというような状況でございまして、雌牛の頭数をしっかりふやした上で、生産性もしっかり上げて、子牛をちゃんと出荷していただくというような取り組みを今後とも進めてまいりたいと思っております。

○西村委員 私もセリ場によく行くんですけども、農家の方も苦肉の策で、本当は出したいんだけど、手元にとどめておかなかちゃというのが、いつときよりかは、大分浸透してきたと思います。それが高値がずっと続いているという結果につながってきていると思うんですけども、これは、場合によっては、宮崎県の農家にとってもチャンスの時期でもあると思うんです。ほかの地域が厳しいからということでも

ないんですけども、農家の高齢化等々もいろいろあると思いますが、さらなる増頭対策に向けて、県が新たな事業を組んでいるというのはあるんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 新たな事業ということではないんですけども、県内で人・農地プランというのを各地域、9地域でつくっていただいております。そちらのほうのプランの状況等をしっかり確認しながら、今後その地域でどういうふうかというのを、今月末から来月の頭にかけて県内各地域を回りまして、今後の対策をしっかりと、地域の方々の意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○西村委員 よろしくお願ひします。

あと、要望になりますけれども、私は、東臼杵のほうに行くんですけど、最近セリ場に行くと、非常に購買者のバランスが悪くなっているとか、数自体も恐らく減っているんじゃないかなというぐらい、ちょっとまばらになってきているし、頭数も、日にちを減らすんじゃないかと言われるぐらい厳しい状況になっています。ぜひ、これを維持できるようにというのと、購買者がふえていかないと、価格も上がっていかないもんですから、そういうことを考えると、購買者を効率よく集める。セリの期間も1年間を通して決まっていますけれども、そういうこともやっぱり県に後押ししていただきたいと思ひます。これは要望です。

○濱砂委員 関連なんですけど、いわゆる子牛の販売価格は、繁殖の農家が子牛を販売する、それを肥育農家が購入するので、子牛の販売価格と肥育の販売価格がダブルカウントで、畜産物の売り上げに上がっていくんですよ。

○谷之木畜産振興課長 産出額を算定する際に

は、宮崎県の産出額については、県内で出荷された肥育牛と、それから県外に出ていった肉用子牛だけの計算になりますので、県内に残った肉用子牛の価格は加えないということでございます。

○濱砂委員 そうですか、勉強になりました。

今、肥育農家というのは、県内にどのくらいあるんですか。

○谷之木畜産振興課長 平成30年2月現在の畜産統計によりますと、肥育用の牛を飼養している農家が499戸ということでございます。

○濱砂委員 繁殖牛は、何戸くらいですか。

○谷之木畜産振興課長 繁殖牛を飼養している農家戸数につきましては、同じくことしの2月現在で5,730戸になります。

○濱砂委員 素牛が高くなれば、肥育農家の経営を圧迫するというので、マルキン事業はそのときに発動するという事なんですけど、これは、理想的にはどうなんですか。理想的にはマルキンが発動しなくて済むぐらいの価格で売っていくのいいんでしょうけれど、この平成28年の670というのは67万のことですか。この価格の割合というのがどんなもんかなと思って、ちょっと勉強のために聞きたいんですけど。

○谷之木畜産振興課長 平成28年当時が67万円ということ、この段階でも非常に高かったんですけども、一番高いところでは、4ページの資料で見ますと80万円を超えている時期もございまして。28年の11月から29年の1月に導入した牛だと、83万円ぐらいの牛が素牛ということで、子牛の割合がより高くなっていきますので、余りにも高過ぎるとするのは、肥育農家にとっては非常に厳しいものになります。マルキンが発動しないぐらいの価格というのが一番いいことはいいんですけども、それは枝肉相場に

うしても影響されるものですから、そういう時期的なものとかもあって、基本的には子牛価格が高いのは、おっしゃいますように、繁殖農家にとっていいということなんですけど、両方、肥育も繁殖も成り立つぐらいの価格が、一番理想かなと思っております。

○濱砂委員 全体で見たときに、肥育農家の割合は、苦しいところとまあまあのところともうかっているところが、3、4、3ぐらいの割合ですよという話を聞いたんですけど、経営状況から見たらそんなものなんですか。

○谷之木畜産振興課長 一概に何割ぐらいがもうかって、それ以外が何割というのは難しいんですけども、要は粗収益のところの販売価格についても県内の平均ですので、全体的に成績のいい農家さんと悪い農家さんというのは、やっぱり当然出てくると思います。さっきおっしゃられたぐらいの数字といたしますか、比率はどうしても割合として出てくるんじゃないかなと思います。

○濱砂委員 全体的な宮崎県の農業を考えた場合に、今、3,600億ぐらいの売り上げの中で、畜産が約6割ぐらいですよね。あんまり畜産に比重が偏り過ぎると、全体的な農業経営が厳しくなってくるかなと。ほかの農産物の売り上げを上げればいいということなんですけれども、宮崎県の全体経営を考えたときには、バランスよく全体のものをつくり上げていく必要が今後あるのかなと思います。

もう一つ教えてください。この運転資金対策の中の肥育素牛価格変動対策資金の内容をちょっと教えていただけませんか。

○牛谷農業経営支援課長 基本的なスキームは近代化資金と同じようなスキームを使っておりまして、肥育素牛の導入に特化したスキームと

いうことでございます。

○濱砂委員 利子補給ですか。

○牛谷農業経営支援課長 同じような仕組みをとっておりますので、そういう形になります。

○西村委員 地頭鶏の特定JAS規格というのが、全国の銘柄鶏を決めるためのベースになっていると思うんですけども、JAS規格をクリアしている全国の系統数は、どのぐらいあるんですか。

○谷之木畜産振興課長 全国で、各県地鶏をつくっている事例がございますけれども、特定JASで認定されているものについては、19の銘柄がございます。

○西村委員 先日、日本食鳥協会が、銘柄鶏の規格を見直したという報道で、今後、いわゆる紛らわしい銘柄鶏とか、商品名が銘柄鶏っぽいものとかを排除するような動きが出てきていると聞いたもんですから。そういう意味では、今19銘柄ということでしたけれど、19銘柄以外は、今後は国とか食鳥協会が、そういう紛らわしいものに対しては、厳しい対策を行っていくということではないでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 ただいまのお話にありました銘柄鶏については、地鶏ではなくて若鶏の中で、いろんな餌を使ったりとか、特徴のある飼養管理でという、そういった銘柄鶏になると思います。先ほどの19銘柄というのは、地鶏の特定JASということでございます。

○西村委員 少し混同していました。地鶏の、特定JASで選定されたものとは別に、餌であったり育て方であったりという特徴のある、いわゆるブロイラー系のものに対して、地鶏と紛らわしくならないようにという規制が、今後かかってくるということではないですか。ありがとうございました。

○重松委員 同じく地頭鶏の生産拡大について、飼育期間短縮が、喫緊の課題だと思いますけれど、今、どのぐらい実証実験をして、期間的に目指そうとされているんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 現在、農場では、雌が150日というのが現状なんですけれども、実証試験で、それを雄と一緒に120日にするのを今やっております。ただ、それよりももっと短いものでも、おいしさが変わらなければいいと思われまので、そういったのは試験場で、育種改良を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○重松委員 それを短くすれば、当然個体が小さなままということなんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 当然小さくなれば、その分肉量がとれませんので、農家としてはなかなか収益が上がらないといったことでも困りますので、増体とかおいしさとかが落ちないような形で、若干は肉量としては落ちるかもしれませんが、そこでしっかりコストのバランスがとれるような、収益性の上がるようなもので、味の落ちないものをつくっていきたいと考えております。

○重松委員 最後に、6ページの消費拡大のところなんですけれど、「みやざき地頭鶏イコール炭火焼き」と書いてあるんですが、ほとんど炭火焼きで消費されているということですか。

○谷之木畜産振興課長 全てが炭火焼きということではなくて、部位によって違うと思いますけれども、やっぱりどうしても地頭鶏、地鶏は炭火焼きのイメージが強うございますので、ほかのレシピ等も開発して、幅広い料理に提供できるようなものにしていければと考えております。

○重松委員 わかりました。よろしくお願ひい

たします。

○高橋委員 課題の①で、素ひな供給羽数が減少傾向にあると。これは、単純に需要との関係で販売が伸びていないからですか。出荷制限とかを農家はしていますが、そういう関係ですか。

○谷之木畜産振興課長 委員がおっしゃったとおり、消費量が落ちたのに合わせて生産を調整していただいているところで、こういう状況になっております。

○高橋委員 だから、この課題は、全てをクリアしないと、目標の90万羽というのは当然達成できないわけで、いろいろとやり方があると思うんですけど。販路拡大と新規参入が非常に難しいと、課題の中にあるわけですけど、いわゆる生産拡大には、農家の新規参入と規模拡大があるんですが、なかなか新規参入というのは厳しいような気がする。今頑張っている方々に規模拡大をしていただくのと、どちらの方向に重きを置かれているんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 今、委員がおっしゃられましたように、なかなか新規では難しいですし、現在飼養管理していらっしゃる農家さんでも、自分の計算といいますか、十分な飼養管理ができていないというような状況もございますので、やっぱり消費のほうをしっかりと伸ばしていったら、消費の伸ばし方も、新しい店なりを発掘したり、既存の指定店の需要量、消費量をふやしていただいたり、そういったものを事業協と連携して拡大してまいりたいと考えているところです。

○高橋委員 それと、農家のもうけを上げるためには、やっぱり出荷率ですが、出荷率は、今、どの程度ですか。

○谷之木畜産振興課長 しっかりと数字としては持っておりませんが、事業協から聞いて

た話では、大体85%ぐらいと聞いております。

○高橋委員 ちょっとぴんとこないんですけど、その85というのはいいのか悪いのか、その辺の何か比較になるものがあれば、教えていただきたいと思います。

○谷之木畜産振興課長 どれ以上になればいいかというのはなかなか難しいんですけども、15%は出荷できていないということであれば、やっぱりそこを当面は9割にしたりとか、そういったふうに生産性を上げていくのは必要なことだと思いますので、そういった指導はしっかりやっていきたいと思っております。

○濱砂委員 地頭鶏はどうなんですか、売れるんですか。単純な発想ですけど、出せば出すほど売れるんですか。

○谷之木畜産振興課長 以前は、どんどん右肩上がりでふえていたんですが、店舗の数はふえているけれども、1店舗当たりの使用量といいますか、利用する量が減っているということもあって、なかなか現状では増産できていない状況でございます。

○濱砂委員 エー・ピーカンパニーが約半分ですよね。この売り上げによって生産も左右されていくということになって、それが偏っているのはリスクがあるということも書いてあるんですけど、一般市場に流した場合、普通のブロイラーとして、価格的には有利販売というのはやっぱり不可能なんですか。

○谷之木畜産振興課長 なかなか一般の肉とだと、価格競争にさらされてしまって、農家の収入といいますか、手取りが確保できませんので、安定した価格で取引していただけるような業者さんといいますか、飲食店を含めて指定店をふやしていったら、そこで利用していただく量をしっかりとふやしていただくというのが必要だと思っ

ております。

そのためにも、先ほどちょっと御説明しましたけれども、今の価格ではなかなか難しいといった店に対しても、少し安い価格でも提供できるように、飼養期間を短くしたりとか、コストを下げた形での販売量の増加というものを目指していきたいと考えております。

○濱砂委員 地頭鶏というブランドだから、高く流通しているということだろうけれど、いわゆる販売先が広がっていかんことには、維持できんわけですね。全体のブロイラーからして、地頭鶏というのは、宮崎県の何%ぐらいあるんですか。

○谷之木畜産振興課長 ブロイラーの1年間の出荷羽数が、1億3,500万羽、地頭鶏のほうで60万羽ぐらいです。

○濱砂委員 このみやざき地頭鶏事業協同組合の体制強化ですよ。この投資効果というのはどんなもんなんですか。全体を見たときに、5%にもならないぐらいの量に、この体制を強化して、資金投入をする、補助金を出すという費用対効果が、どんなもんなかと思っ。一つの銘柄として出すというのはいいことなんですけど、やっぱり販売先が偏っているのも一つあるんですけれど、消費者が拡大できないということになれば、コスト高になってしまう。だから、これがコスト高にならないように、もっと改良させていくというのが本筋で、その辺がどうなかなと思っ、どうですか。

○谷之木畜産振興課長 委員が御指摘のとおり、やっぱり価格面が高いという御指摘は受けておりますので、先ほどもお話ししましたように、コストをかけないように、飼養期間を短くしたりとか、飼養管理だけじゃなくて、改良面からもそういったものを目指して、少しでも安い価格

で、生産できるものを目指してまいりたいと考えております。

○濱砂委員 最後にくどいようですが、食べ比べたときにわかりますか。参考でいいです。

○谷之木畜産振興課長 いわゆる若鶏、ブロイラーの肉と比べると、やっぱり歯ごたえがあったりとか、味もしっかりついていると思いますので、実際に食べ比べるとわかると思います。

○二見委員長 ほかにございませんか。

○重松委員 先ほどの梅雨災害による被害の状況についてですが、農産物と水産関係の被害については、共済とかで幾らか損失補償があるんでしょうか。

○鈴木農政企画課長 農産物につきましては、共済で、水稲は基本的に当然加入になっていますので、水稲はまず補填というか、共済で払われることになると思います。

野菜や、今回多い工芸作物等につきましては、任意での加入になりますので、入っている方は共済で受けられるけれども、入っていない方は受けられないと、そういう形になってございます。

○重松委員 農業施設の補償については、国の補填とかがあるんでしょうか。

○牛谷農業経営支援課長 農業用のビニールハウス等の施設ですが、同じく農業共済に入っている方につきましては、農業共済の対象になりますし、未加入の場合はなかなか補償は難しいということになっています。

○重松委員 2番目の農地・農業用施設、のり面崩壊とか水路とか道路のほうです。

○盛永農村整備課長 現在、直近の雨につきましては、まだ被害報告が途中になっておりますけれども、今後取りまとめ次第、おおむね2カ月後ぐらいに災害の申請を市町村がされますの

で、その査定結果を受けまして、工事の復旧という段取りになっております。

○重松委員 ヤマメとマダイが「斃死」って書いていますけれども、斃死って意味がちょっとわからないんですけれど。

○福井水産政策課長 斃死というのは、単純に淡水が入った、流入した影響等で死亡したということになります。

あと、先ほどの水産被害に対する支援について補足させていただきますけれども、水産の、海での養殖の場合は共済制度がございますが、こういったヤマメ等の内水面の養殖については、保険の算定自体がなかなか難しいということで、共済自体が設定されておりません。

○重松委員 わかりました。

同じ水産関係で、硫黄山関係の2ページに、水産分野の対策についてありまして、死亡原因の原因究明はわかるんですが、川内川上流漁協の漁業権に基づく義務放流について履行免除とあるんですが、この意味をもうちょっと詳しく説明をしていただきたいんですけれど。

○林田漁業・資源管理室長 内水面につきましては、共同漁業権を免許する際に、各漁業権の免許権者に対して、増殖義務というのが課せられます。これは、内水面においては、魚をとることによって資源がなくなりますので、これに見合った分の増殖行為をなささいという義務が課せられるということでございます。

今回は、硫黄山の噴火の関係で、この義務放流が無駄になる可能性があるということで、その履行を免除したところでございます。

○重松委員 ありがとうございます。

○二見委員長 ほかにございませんか。

○野崎副委員長 災害の件なんですけれど、農地ののり面の崩壊とかの部分で、災害の査定が

4カ月とか、期間が長いと思うんですけれど、小規模、中規模の部分は、農家の人は自分で直すんです。その部分は、もう国から出ないんですが、自分で直す部分も出るような、何かの手当はないのかなと思って。要は、農業委員と改良区に相談して、市町村の農林課で災害額がわかって、それから県に上がって、国が査定してというのを待っていると、畑に触れないので、自分でやってしまう人もいます。自分でやった人にはもちろん出ないので、そこら辺の何か手だてがないのかなと思うんですが、なかなか難しいですね。前日も、ちょっと質問したことがあるんですけれど。

○盛永農村整備課長 災害復旧の制度上、1カ所の復旧が40万円以上というのがございまして、それに該当するものについては市町村が申請されますけれども、それ以外につきましては、自力復旧なり市の補助とかでやられる場合もございます。

○野崎副委員長 硫黄山の噴火の件で。きのうから串間は早期米出荷になっておりまして、今からどんどん出てくるんですけれど、先日、農民連盟との意見交換があったんです。えびの市以外のところでとれた米も、風評的な感覚で見られることが懸念されるということで、出荷先によっては検査票を求められるところもあるので、検査の費用の助成なり補助なりは考えられないだろうかという意見が出たものですから、そのあたりはどうでしょうか。

○外山農業連携推進課長 硫黄山噴火に伴う農作物、米を中心とした農作物の検査につきましては、今回の補正事業で対応することにいたしておりまして、同様に、ヒ素とカドミウムについて検査をして、それを示して信頼を確保するというような対策をとっておるところでございます。

ます。

○野崎副委員長 えびの市以外でもですか。

○外山農業連携推進課長 えびの市を対象にしてございます。

○野崎副委員長 要は、全体的に宮崎県の農作物がそう見られるときがあるという懸念があったもんですから、えびの市以外には、そういった補助はないんですね。検査を求められたときには、もう自腹でやらなきゃいけないということですか。そういった意見が出たので。わかりました、そう伝えておきます。

この前、地元の畜産農家と意見交換をしたときに、畜産団地はクラスターでJAに所属しているという話で、それはまとまったんですが、その後、共同の堆肥処理場をつくってほしいという要望が出て。要は今、畜産団地に入っている地元清武の方がいるんですけど、堆肥は、国富は国富で堆肥処理をやられるみたいで、清武の人は、国富の業者が、自分のところに持っていないといけないというのがあって。もちろん市町村がやることなのかなと思っているんですが、共同処理場の設置というか、そこ辺の考えをちょっとお聞かせ願えないかなと思っています。

○谷之木畜産振興課長 県内にも、JAさんとか、行政単位で整備されている堆肥センター等がございますけれども、そういうものがない地域は、どうしてもそれぞれの経営ごとに整備していただいて、堆肥化処理等を行っていただいているところがございます。

なかなか現状では、清武にはそういうところがございますので、あとは宮崎市のほうにもそういう施設がございますので、その辺は地元のほうとまたお話をさせていただきたいと思っています。

○野崎副委員長 清武以外でも、宮崎市全体もないので、畜産の環境をつくる面でも、また御検討いただけないかなと思っています。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時49分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時50分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 二 見 康 之